



平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 共栄タンカー株式会社
代表者名 代表取締役社長 林田 一男
(コード番号 9130 東証1部)
問合せ先 取締役総務部長 中嶋 靖
(TEL. 03-4477-7171)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 87 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案ならびに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格について証券取引所が望ましいとする投資単位の水準を維持し、また株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式併合に準じて、現行の 6,400 万株から 640 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	38,250,000株
併合により減少する株式数	34,425,000株
併合後の発行済株式総数	3,825,000株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および併合の割合から算出した理論値であります。

④併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	119名（4.71%）	170株（0.00%）
10株以上	2,410名（95.29%）	38,249,830株（100.00%）
合計	2,529名（100.00%）	38,250,000株（100.00%）

（注）本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様119名（その所有株式の合計は170株、平成29年3月31日現在。）が株主としての地位を失うこととなります。

⑤1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

⑥効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日をもって、株式併合割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	64,000,000株
変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）	6,400,000株

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴う変更を行うものであります。本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。（変更案第6条・8条、附則）
- ②インターネットの急速な普及、公告コストの削減などに鑑み、利便性向上および公告手続きの合理化のため、当社の公告の方法を電子公告に変更するものであります。なお、やむを得ない事由により電子公告が出来ない場合には、日本経済新聞に掲載する旨を定めるものであります。（変更案第5条）

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第5条 当社の公告方法は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,400</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>640</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	附 則 <u>第2条 第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成29年10月1日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 主要日程

平成29年5月19日	取締役会決議日
平成29年6月29日(予定)	第87回定時株主総会決議日
平成29年10月1日(予定)	単元株式数の変更、株式の併合および定款の一部変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式の併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合についての Q&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回、当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成19年11月27日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目標とした取り組みを進めており、その期限を平成30年10月1日にすることを平成27年12月17日に公表いたしました。

これを踏まえ、東京証券取引所に上場している当社といたしましては、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、投資単位（売買単位あたりの価格）を証券取引所が望ましいとする適切な水準に調整し、また、各株主様の議決権の数に変更が生じることのないよう、株式併合（10株を1株に併合）を実施することといたしました。

Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか？

A 4. 株式併合を実施しても、株式併合の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動等の他の要因を別にすれば、株主様が所有される当社株式の資産価値に影響はございません。株式併合により、株主様が所有される株式数は10分の1となる一方で、1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株当たり純資産額	資産価値		株式数	1株当たり純資産額	資産価値
1,000株	230円	230,000円		100株	2,300円	230,000円

Q 5. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 5. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成29年10月1日予定）の前後

で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決件数	端数株式
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,500株	1個	150株	1個	なし
例③	555株	なし	55株	なし	0.5株
例④	56株	なし	5株	なし	0.6株
例⑤	4株	なし	なし	なし	0.4株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記③、④、⑤のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社様または後記のお問合わせ先までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式が10株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか？

A 6. 特に必要なお手続きはございません。なお、上記Q 5のとおり、10株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社様または後記のお問合わせ先までご連絡ください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社様または後記のお問合わせ先までご連絡ください。

Q 9. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 9. 今回の株式併合により株主様が所有される株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 10. 今後具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 10. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成29年5月19日

取締役会（株主総会招集決議）

平成29年6月29日	第87回定時株主総会
平成29年9月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成29年11月	株式併合割当通知の発送
平成29年12月	端数株式処分代金のお支払い

【お問合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社様または下記の株主名簿管理人にお問合わせください。

〒168-8507

東京都杉並区泉2-8-4

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-288-324

土・日祝日を除く9：00～17：00